

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年12月27日(2007.12.27)

【公開番号】特開2002-185872(P2002-185872A)

【公開日】平成14年6月28日(2002.6.28)

【出願番号】特願2000-376270(P2000-376270)

【国際特許分類】

H 04 N	5/335	(2006.01)
H 05 K	1/18	(2006.01)
H 01 L	27/14	(2006.01)

【F I】

H 04 N	5/335	V
H 05 K	1/18	S
H 01 L	27/14	D

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月14日(2007.11.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】複数のセンサセルがマトリクス状に配列された光センサパネルと、前記光センサセルに電源を供給する電源回路を実装するプリント配線板を備える光電変換装置において、

前記電源回路は容量素子を備え、

前記容量素子の少なくとも容量部が前記プリント配線板から離間している状態で前記プリント配線板に実装されていることを特徴とする光電変換装置。

【請求項2】請求項1に記載の光電変換装置において、前記容量素子は、通常の実装長より長いリード線を備え、前記リード線が前記プリント配線板に接続されることを特徴とする光電変換装置。

【請求項3】請求項1又は2に記載の光電変換装置において、前記プリント配線板に載置された支持体を備え、該支持体に前記容量部が載置されることを特徴とする光電変換装置。

【請求項4】請求項1に記載の光電変換装置において、前記プリント配線板に少なくとも一端が接続されたフレキシブル基板を備え、前記フレキシブル基板に前記容量素子が載置されることを特徴とする光電変換装置。

【請求項5】請求項4に記載の光電変換装置において、前記フレキシブル基板の他端が前記プリント配線板に接続されることを特徴とする光電変換装置。

【請求項6】請求項4に記載の光電変換装置において、前記プリント配線板に載置された支持体を備え、前記フレキシブル基板の他端が前記支持体に固定されることを特徴とする光電変換装置。

【請求項7】請求項3又は6に記載の光電変換装置において、前記支持体は弾性を有することを特徴とする光電変換装置。

【請求項8】請求項3、6及び7のいずれか1項に記載の光電変換装置において、前記支持体は粘性を有することを特徴とする光電変換装置。

【請求項9】請求項3又は6に記載の光電変換装置において、前記支持体は、シリコン、ゴム、バネ体、スチロール又は紙を備えることを特徴とする光電変換装置。

【請求項 10】 請求項 3 又は 6 に記載の光電変換装置において、前記支持体は、鉄、表面を防錆めつきした金属、非鉄金属、それらの合金又は硬質プラスチックを備えることを特徴とする光電変換装置。

【請求項 11】 請求項 1 乃至 10 のいずれか 1 項に記載の光電変換装置を備えることを特徴とする撮影装置。